

小浜市出産・子育て応援金交付事業 (伴走型相談支援および出産・子育て応援金交付の一体的実施事業) 実施要綱

(目的)

第1条 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

小浜市出産・子育て応援金交付事業（伴走型相談支援および出産・子育て応援金交付の一体的実施事業。以下「本事業」という。）は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援金交付を一体的に実施するため、「伴走型相談支援および出産・子育て応援金交付の一体的実施事業の実施について」（令和4年12月26日付発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、必要な事項を定める。

(事業開始日)

第2条 本事業の開始日は、令和5年1月4日とする。

(事業区分)

第3条 本事業の区分および事業内容については、以下の各号によるものとする。

- (1) 伴走型相談支援（別添1）
- (2) 出産・子育て応援金交付（別添2）

別添 1

伴走型相談支援

(対象者)

第 1 条 伴走型相談支援の対象者は、市内の全ての妊婦および 0 歳から概ね 2 歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）とする。

(実施体制)

第 2 条 伴走型相談支援は、小浜市子育て世代包括支援センターにおいて実施する。

(実施内容)

第 3 条 市長は、以下の各項に基づき、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るものとする。

2 妊娠の届出時の面談等については以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者

妊娠の届出をした妊婦とする。なお、可能であれば、妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

妊娠の届出時の面談等は、妊娠の届出時に実施、もしくは別途面談日を設定して実施する。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施する。なお、妊婦が近日に他の市町村に転出を予定している場合であつて、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

(3) 面談等の実施内容

市長は、妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）（様式第 1 号。以下「妊娠中の方へのアンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、子育てガイド（様式第 2 号）を交付し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、別添 1 に定める出産・子育て応援金交付の案内および申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、必要な支援サービスの利用等を案内する。

(4) 面談等の実施方法

顔の見える関係づくり等の観点から、対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、市長が適当であると認める場合には、対面面談に代わり、電話および妊娠中の方へのアンケートの提出を求めることにより実施する。

3 妊娠 8 か月頃の面談等については以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者

妊娠8か月頃の妊婦のうち、妊娠中の方へのアンケートの回答内容により、面談等を希望する者および妊婦の状況等から支援が必要と市長が判断した者とする。なお、可能であれば妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

妊娠8か月頃の面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。

(3) 面談等の案内、面談等の対象者との面談日程の調整

ア 妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に、面談等の案内文およびアンケート（妊婦の妊娠8か月頃の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート）（様式第3号。以下「妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケート」という。）を送付する。なお、この時点で、流産または死産したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

イ 市長は、妊婦から提出のあった妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケートの回答内容により、妊娠8か月頃の面談等の希望の有無や、妊婦の状況等を確認する。

(4) 面談等の対象者への面談等の実施内容

市長は、面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケートの回答内容を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて産後ケア事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(5) 面談等の実施方法は、第2項第4号に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

(6) 面談等を希望しない妊婦または妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケートの回答の提出がなかった妊婦への対応

面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市長が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援を行う。また、妊娠中（妊娠8か月頃）の方へのアンケートの回答がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

4 出生後の面談等については以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者は、出生した児童を養育する者（以下「養育者」という。）とする。

ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。なお、可能であれば面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

出生後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育

者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等)は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。

(3) 面談等の実施内容

市長は、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等を活用して、養育者に対し、アンケート(出産後の方の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために市が定めるアンケート)(様式第4号。以下「出産後の方へのアンケート」という。)への必要事項の記載を求めた上で、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(4) 面談等の実施方法は、第2項第4号に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

5 面談後の情報発信、随時の相談受付等

第2項から第4項に基づく面談等の実施後も、緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリやSNS、オンライン等を活用しつつ、子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に実施する。

(面談等の担当職員の要件)

第4条 面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、次の各号に定める研修を受けた保育士、利用者支援専門員、一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

- (1) 子育て支援員基本研修および子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の利用者支援事業(基本型)
- (2) 子育て支援員基本研修および子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の地域子育て支援拠点事業
- (3) その他市長が認めた研修

(面談等の相談記録の管理)

第5条 市長は、面談等の対象者から回答のあった妊娠中の方へのアンケート等の相談記録を適切に管理する。

(関係機関との連携)

第6条 伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、別添2に定める出産・子育て応援金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

別添 2

出産・子育て応援金交付

(定義)

- 第1条 この要綱において「クーポン」とは、掲示、交付その他の方法により使用する証票、電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品またはサービスを購入することができるものをいう。
- 2 この要綱において「クーポン券」とは、市長が公募した民間事業者等が運営する店舗・サービス事業者等（以下「使用可能店舗等」という。）において子育てに係る商品・サービス（以下「子育て商品・サービス」という。）を購入することができる証票としてのクーポンをいう。
- 3 この要綱において「ID」とは、第2に規定する支給対象者専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）において子育て商品・サービスを購入することができる識別符号としてのクーポンをいう。

(出産・子育て応援金の支給)

- 第2条 出産・子育て応援金は、以下の第2項に基づき出産応援ギフトを、第3項に基づき子育て応援ギフトを支給するものとする。
- 2 出産応援ギフトについては以下の各号のとおりとする。
- (1) 支給対象者
- 出産応援ギフトは、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で小浜市に住所を有する者に対して支給する。なお、支給対象者のうち以下のアに該当する者については「支給妊婦」といい、イまたはウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。
- ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである者に限る。）
- イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）
- ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）
- (2) 支給内容
- 支給対象者の妊娠1回につき、50千円の現金または50千円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用または家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成またはクーポンの支給（以下「クーポン支給等」という。）を行う。
- (3) 支給方法
- 市長は、以下のアに基づき支給妊婦への出産応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給妊婦への出産応援ギフトの支給を行う。

ア 支給妊婦への支給

- (ア) 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下本号において「申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、本市による別添1第3条第2項に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告および本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、市長に対して出産応援ギフト申請書（様式第5号）および小浜市出産・子育て応援金支給口座登録等の届出書（様式第8号）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産または死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行える。
- (イ) (ア)の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。
- (ロ) 申請予定者から支給の申請を受けた場合は、審査の上、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- (ハ) 市長は、(ロ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が第2項第4号の対象者に該当するか確認を行う。
- (ニ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (ホ) 市長は、(ハ)により交付の可否を決定し、交付するときは、申請者に、出産・子育て応援金支給の決定および振込について（様式第6号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。
- (ヘ) 市長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

イ 遡及支給妊婦への支給

- (ア) 申請予定者は、事業開始日以降、市長に対して妊娠中の方へのアンケートを提出し、かつ、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告および本市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、市長に対して出産応援ギフト申請書および小浜市出産・子育て応援金支給口座登録等の届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合については以下のとおりとする。
- 一 申請前に流産または死産した申請予定者については、妊娠中の方へのアンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うことができる。
 - 二 申請時点で妊娠した児童を出生している申請予定者については、次項に定める子育て応援ギフトの支給を受けるために実施する面談等またはアンケートの提出をもって出産応援ギフトの支給の申請を行うこととする。

- 三 妊娠届出時にアンケートを実施している方については、当該妊婦や家庭の状況に変化が認められない場合は、妊娠届出時に実施したアンケートをもって妊娠中の方へのアンケートに替えることができる。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
 - (ロ) 申請予定者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、当該者に対して令和5年度内に現金支給またはクーポン支給等を行う。
 - (ハ) 市長は、(ロ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が第1号イまたはウの対象者に該当するか確認を行う。
 - (ニ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
 - (ホ) 市長は、(ハ)により交付の可否を決定し、交付するときは、申請者に、決定通知書により通知するものとする。
 - (ヘ) 市長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

3 子育て応援ギフトについては以下の各号のとおりとする。

(1) 支給対象者

ア 子育て応援ギフトは、以下の(ア)または(イ)に掲げる対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であつて、子育て応援ギフトの申請時点で小浜市に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。なお、支給対象者のうち(ア)に掲げる児童を養育する者については「支給養育者」といい、(イ)に掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

(ア) 事業開始日以降に出生した児童であつて、本市に住所を有する者

(イ) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であつて、本市に住所を有する者

イ アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(ア) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(イ) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(ロ) 法人

(2) 支給内容

対象児童 1 人につき 50 千円の現金支給または 50 千円相当額のクーポン支給等を実施する。

(3) 支給方法

市長は、以下のアに基づき支給養育者への子育て応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給養育者への子育て応援ギフトの支給を行う。

ア 支給養育者への支給

(ア) 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下本号において「申請予定者」という。）は、本市による別添 1 第 3 条第 4 項に定める出生後の面談等を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告および本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、市長に対して子育て応援ギフト申請書（様式第 7 号）および小浜市出産・子育て応援金支給口座登録等の届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、対象児童の死亡日において本市に対して支給の申請を行うこととして差し支えない。

(イ) (ア) の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後 4 か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後 4 か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が 3 歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

(ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた市長は、審査の上、当該者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。

(エ) 市長は、(ウ) の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が第 1 号ア(ア)の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。

(オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

(カ) 市長は、(エ)により交付の可否を決定し、交付するときは、申請者に、決定通知書により通知するものとする。

(キ) 市長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

イ 遡及支給養育者への支給

(ア) 申請予定者は、事業開始日以降、市長に対して出産後の方へのアンケートを提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告および市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、市長に対して子育て応援ギフト申請書および小浜市出産・子育て応援金支給口座登録等の届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出産後の方へのアンケートの提出を行うことなく、対象児童の死亡日において市長に対して支給の申請を行うこととして差し支えない。

- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた市長は、審査の上、当該者に対して令和5年度内に現金支給またはクーポン支給等を行う。
- (エ) 市長は、(ウ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が第1号ア(イ)の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (カ) 市長は、(エ)により交付の可否を決定し、交付するときは、申請者に、決定通知書により通知するものとする。
- (キ) 市長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

(留意事項)

- 第4条 出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトの支給対象者が他市町に里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等または出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトは、支給対象者が申請時点で本市に居住する場合、本市が支給する。この場合、本市は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。
- 2 流産または死産した者に支給する出産応援ギフトおよび対象児童が死亡した者に支給する子育て応援ギフトについては、当該者が使用できる。
 - 3 妊娠の届出、出生届出の時点で本市に住民票を有していた者が、申請時に小浜市から転出していた場合、転出先の市町村で支給されていないことを確認したうえで、申請者の申し出があれば対象者とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

妊娠中の方へのアンケート

母子手帳 No. お名前 年齢（ 歳）

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。
（あてはまるものに○をつけてください。）

質問・回答		
1	今までに出産の経験はありますか。	① はい ② いいえ
2	流産・早産等を経験したことがありますか。	① ない ② ある→流産__回・早産__回・死産__回・中絶__回
3	今回の妊娠は不妊治療をしましたか。	① はい ② いいえ
4	妊娠した時、どのような気持ちでしたか。	① うれしい、幸せ ② 予想外だったがうれしい ③ 予想外であり戸惑った ④ 不安、困った ⑤ 望んでいなかった ⑥ 特に何とも思わない ⑦ その他（ ）
5	同居している家族は何人ですか。 （あなたを含めて__人）	同居しているご家族に○をつけてください。 ① 夫（又はパートナー） ② 子ども（ 人） ③ 実父、実母 ④ 夫の父、夫の母 ⑤ その他（ ）
6	困った時、不安な時に相談できたり協力してくれる人はいますか。	① はい →該当する人に○をつけてください。 a.夫 b.実父母 c.夫の父母 d.きょうだい e.友人、知人 f.近所の人 g.かかりつけの病院 h.その他（ ） ② いいえ
7	あなた自身は子どものころから“愛されて育った”という実感はありますか。	① ある ②何となくある ③あまりない ④ない
8	あなたはタバコを吸いますか。	① はい（1日 本） ② 妊娠のためやめた（いつ頃 ） ③ いいえ
	ご家族はタバコを吸いますか。	① はい（1日 本） ② やめた（いつ頃 ） ③ いいえ
9	あなたはお酒を飲みますか。	① はい（毎日・時々） ② 妊娠のためやめた ③ いいえ
裏面につづく ↓		

子育てガイド(妊娠編)

時期	前期			中期			後期			出生	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10
妊娠月数											
出産・子育て応援給付金手続き関係											
自分や家族ですること	<input type="checkbox"/> 妊婦健診を受ける <input type="checkbox"/> 禁酒・禁煙 <input type="checkbox"/> 家族や周囲の人に近くで喫煙しないよう配慮してもらはる <input type="checkbox"/> 相談先、地区担当保健師を把握する <input type="checkbox"/> 出産病院を決める <input type="checkbox"/> 妊娠中の食事や生活について情報収集する <input type="checkbox"/> 母子健康手帳アプリを登録し、利用する <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 育児グッズを準備する <input type="checkbox"/> 両親教室、プレパパ&プレママ講座等を受ける <input type="checkbox"/> 里帰り出産の場合は帰省先の病院等に分娩を予約する(5か月) <input type="checkbox"/> 産休について、会社に報告し、取得する(出産後の働き方の希望を伝え、相談する) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 入院時の準備物品を用意する(8~9か月) <input type="checkbox"/> 家族と緊急連絡先、産前産後の過ごし方を確認する <input type="checkbox"/> 産後の家事・育児の分担を家族で話し合う <input type="checkbox"/> 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える <input type="checkbox"/> 産前・産後のサービス(産後ケアなど)について利用を検討する <input type="checkbox"/> 上の子の出産時の体制を考える(一時預かり等) <input type="checkbox"/> 近所の小児科や地域の交流の場(地域子育て支援拠点など)の情報を集め、足を運んでみる <input type="checkbox"/> 育児について家族で話し合い、会社へ申請する <input type="checkbox"/> ~産後パパ育児も創設されました!~ <input type="checkbox"/> その他 ()										
お仕事の関係	<input type="checkbox"/> 出産予定を職場に伝え、休業等の調整、手続きをする <input type="checkbox"/> 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する <input type="checkbox"/> 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は会社に申請する <input type="checkbox"/> 周囲の人に近くで喫煙しないよう配慮してもらう										


子育てガイド(育児編)

時期	1歳	2歳	3歳
出産	1歳	2歳	3歳
乳幼児健診等	新生児聴覚検査 1か月児健診 赤ちゃん全戸訪問 4か月児健診 6か月児健診 9～10か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診		
産婦健診	1か月健診		
育児相談・各種教室	3か月育児相談 母乳育児相談 スクスク元気っ子教室(子育て・離乳食教室) (対象者:4か月児～2歳まで)	1歳育児相談	
自分や家族ですること	□ 出産後に必要な手続きを行う、経済的な支援を受ける <ul style="list-style-type: none"> □ 出生届 □ 児童手当 □ 子どもの医療費助成 □ 出産育児一時金 □ 産前・産後の国民年金保険料の免除(第1号被保険者の方)(※) □ 公的医療保険の加入 <ul style="list-style-type: none"> □ 児童扶養手当 □ 出産手当金(※) □ 出産手当金の方(※) □ 出産後の面談を受ける(新生児訪問と合わせて実施します) <ul style="list-style-type: none"> □ 産後ケアや子育てのサポートを利用する □ 生後2か月から予防接種を継続して受ける、かかりつけの小児科を決める □ 地域の子育て講座や交流の場(子育て支援センター)を利用する (利用できるサポート) <ul style="list-style-type: none"> □ 赤ちゃん全戸訪問 □ 産後ケア □ 一時預かり □ 病児・病後児保育 		
お仕事の関係	□ 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、職場復帰の時期を改めて検討する □ 保育所の情報を集め、足を運んでみる→利用申込みをする(例年9月に申込み開始) □ 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う □ 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方(短時間勤務や残業免除等)について会社と相談する □ 産後パパ育休について家族、会社と取得時期・期間について話し合う □ 託児等の利用を検討する □ 育児休業給付金を申請する(原則会社経由) □ 産前産後の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由)(※:出産前に申請することも可能です。) □ 育児休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由)		

小浜市の子育てに関する情報をお知らせ
 イベント、施設、各種制度などの情報、子育てQ&A、
 子供の救急、相談など

すくすくおぼまっ子
 検索

すくすくおぼまっ子
 へのアクセスは
 こちらから



すくすく
おぼまっ子 X LINE
 公式アカウント

友だちになって小浜市の子育てに関する情報を
 スマートフォンやタブレットですくすくCheck!



ID検索 @rcb6788i

出産後の方へのアンケート

ご自身のお名前 _____ 年齢（ 歳）
赤ちゃんのお名前 _____
生年月日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。

（あてはまるものに☑をつけてください。）

① 産後、ご自身の気持ちやからだのことで気がついたこと、変わったことがありますか？

いいえ

はい（ _____ ）

② ご自身の睡眠の状況はいかがですか？

（ _____ ）

③ 子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？

（ _____ ）

④ 赤ちゃんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？

（ _____ ）

• 知りたいこと、気になること

（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ _____ ）

※小浜市記入欄

--

出産応援ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)

小浜市長 行

お名前 _____

現住所 _____

連絡先 _____ (_____)

母子手帳交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

母子手帳交付日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※出産応援ギフトの支給状況について、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名 _____

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第6号

小浜市指令 第 号
年 月 日

〒917-
小浜市

様

小浜市長 松崎 晃 治
(公印省略)

出産・子育て応援金支給の決定および振込について

年 月 日付けで申請のあった「出産・子育て応援金」について、下記のとおり支給を決定しましたので、通知します。

記

- 1 支給金額 (出産・子育て) 応援ギフト 金 円
- 2 振込予定日 年 月 日
- 3 振込口座 予めご指定いただいた金融機関の口座

〒917-0075 小浜市南川町4番31号
小浜市民生部子ども未来課
小浜市健康管理センター
出産・子育て応援金 担当
TEL:0770-52-2222

子育て応援ギフト申請書

(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

小浜市長 行

氏名 _____

現住所 _____

TEL _____ (_____)

お子様の名前 _____

お子様の誕生日 _____

誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援ギフトの支給 (お子様1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※子育て応援ギフトの支給状況について、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名 _____

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

小浜市出産・子育て応援金
支給口座登録等の届出書

小浜市長 行

1. 申請者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所(住民票所在地)
	男・女・ 回答しない	昭和・平成 年 月 日	電話番号

2. 新規(変更)振込先指定口座

下記の金融機関口座(原則、1.申請者の口座)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に貼付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
金融機関番号	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.申請者」名義に限る。 カナ(またはアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※窓口での現金支給を希望します。 左のチェック欄への記入をお願いします。

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由を下記に記入の上、本人確認書類を裏面に貼付してください。

口座振込が出来ない理由

※裏面に①振込先金融機関口座確認書類および②本人確認書類の写しを貼付してください。



①振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

②本人確認書類貼付箇所

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し等